

福祉分野における人材の確保についての意見書

少子高齢化の進展により、国民の福祉サービスに対する需要が高まっている一方で、保育士・幼稚園教諭、児童入所施設職員、介護・障害福祉サービス従事者等の福祉人材は、給与額が全職種平均と比較して低いことなどから、人材の確保が困難な状況に置かれている。

福祉施設職員の給与に影響を与える、保育所等の公定価格、児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬及び保護施設事務費等は、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されている。

国は、昨年4月、令和6年人事院勧告を受けた地域手当の改定に合わせ、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等の見直しを行ったところであるが、見直しによって引下げとなった地方自治体においては、対象施設の人材の確保に更に大きな支障が生じ、施設入所者に対する支援の質の低下につながっていくことが懸念される。

また、保育所等の公定価格については、見直しが実施されなかったものの、依然として給与水準は低く、人材の確保をめぐる他業種との競争が厳しい状況が続いている。

よって、国におかれては、福祉分野における人材の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国家公務員の地域手当の見直しにより、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準を確保すること
 - 2 保育所等の公定価格及び介護・障害福祉サービスの報酬について、他の職種の賃金水準を踏まえた適切な水準となるよう、検討を行うこと
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

殿

愛知県議会議長
川 嶋 太 郎

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

参議院議長
財務大臣
こども家庭庁長官